

第104期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月24日（金曜日）

午前10時

開催場所

名古屋市中区錦三丁目19番17号

名古屋銀行本店 9階ホール

(巻末の株主総会開催場所ご案内略図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

【株主さまへのお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、株主さまの安全を確保する観点から、株主総会会場へのご来場につきましては、見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は、慎重なご判断をお願いいたします。

議決権行使につきましては、株主総会当日のご出席に代えて、同封の書面またはインターネット等により事前行使をすることができますので、ご利用を推奨いたします。

なお、今後の状況により株主総会の運営に変更が生じた場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.meigin.com/>

株主総会ご出席株主さまへの「お土産」はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



書面及びインターネット
による議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）

午後5時30分まで



Bank of
NAGOYA

名古屋銀行

証券コード：8522

経営理念

社是

地域社会の繁栄に奉仕する

これが銀行の発展と行員の幸福を
併せもたらすものである

行訓

1 よいサービス

誠意があふれ 行き届いた スピーディなサービス

2 よい人

人を高め 人を厚くし 明るい職場をつくる

3 よい経営

健全で 創意に富んだ 全員参加の経営



未来創造業宣言



私たちは「未来創造業」です。

私たちは、
法人のお客さまと **会社の発展につながる未来** を創ります。
個人のお客さまと **家族の幸せにつながる未来** を創ります。
そして、私たちはお客さまと自分の未来のために一生懸命に仕事をします。

銀行業から未来創造業へ 私たちは歩み続けます



ごあいさつ

株主の皆さまには、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

第104期定時株主総会を6月24日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

今年度は、2020年4月よりスタートした第21次中期経営計画「未来創造業への進化」の最終年度となります。地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、当行は旧来型の銀行業から皆さまと新たな価値を共創する未来創造業への進化を加速させ、地域から絶対的に必要とされる金融グループであり続けるべく、地域経済の活性化に貢献してまいります。

これからも当行の創業以来不変である「地域社会の繁栄に奉仕する」企業理念を大切に、役職員全員が気持ちの一つにして行動してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。



取締役頭取 藤原 一郎

目次

第104期定時株主総会招集ご通知 3

(株主総会参考書類)

第1号議案 剰余金処分の件 7

第2号議案 定款一部変更の件 8

第3号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）10名選任の件 10

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 ... 17

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び
社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付
株式の割当てのための報酬決定の件 23

(添付書類)

事業報告 26

計算書類 45

連結計算書類 48

監査報告書 50

株主総会開催場所ご案内略図 巻末

株 主 各 位

名古屋市中区錦三丁目19番17号

株式会社名古屋銀行

取締役頭取 藤 原 一 朗

第104期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第104期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 名古屋市中区錦三丁目19番17号
名古屋銀行本店 9階ホール

3. 目的事項

- **報告事項**
 1. 第104期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 2. 第104期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- **決議事項**
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

- ◎ 当行は、法令及び定款第16条の規定に基づき、提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当行のウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保する体制」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- 従いまして、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類及び連結計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト

<https://www.meigin.com/>**【新型コロナウイルス感染防止への対応について】**

<株主さまへのお願い>

- ◆新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、株主さまの安全を確保する観点から、株主総会会場へのご来場につきましては、見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ◆特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は慎重なご判断をお願いいたします。
- ◆議決権行使につきましては、株主総会当日のご出席に代えて、同封の書面またはインターネット等により事前行使をすることができますので、ご利用を推奨いたします。
(議決権行使方法につきましては、5～6ページをご参照ください。)

<ご来場される株主さまへのお願い>

- ◆ご来場の株主さまは、マスクの着用、アルコール消毒液による手指の消毒などにご協力をお願いいたします。
- ◆発熱が認められた方、体調不良と見受けられる方には、ご入場をお断わりさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ◆会場の座席は間隔を確保した配置とし、座席数が減少いたしますので、入場制限を行わせていただく場合がございます。

<当行の対応について>

- ◆株主総会ご出席株主さまへの「お土産」はご用意しておりません。
- ◆当行役員および株主総会の運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ◆株主総会の議事は短時間で進行予定です。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日時 **2022年6月24日(金曜日) 午前10時**

場所 **名古屋銀行本店 9階ホール**

(巻末の株主総会開催場所ご案内略図をご参照ください。)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2022年6月23日(木曜日) 午後5時30分到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 **2022年6月23日(木曜日) 午後5時30分まで**

- ① 株主さま以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主さまのご負担となります。
- ④ インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。
- ⑤ インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行なわれた議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

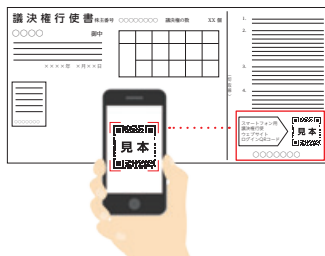
機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片(裏面)に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

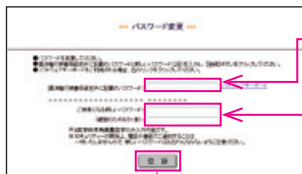
- 2 議決権行使書用紙右片(裏面)に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙右片(裏面)に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 9:00~21:00 (年末年始を除く))

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第104期の期末配当につきましては、自己資本の充実による財務体質の一層の強化に留意しつつ、経営環境、収益力、財務内容等を総合的に勘案し、当行株式への投資魅力を高め、一層の利益還元を図るべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき金80円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当金総額は、1,401,798,880円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日（月曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第16条 (電子提供措置等) 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

(新設)

(附則)

1. 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（11名）は任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会は、独立社外取締役を主要な構成員とする指名報酬委員会において適切な手続きを経て指名されていることを確認し検討を行った結果、取締役候補者について妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当行における地位	取締役会出席状況
1	再任	かとう かずまろ 加藤 千磨	取締役会長	84% (16回/19回)
2	再任	ふじわら いちろう 藤原 一郎	取締役頭取（代表取締役）	100% (19回/19回)
3	再任	みなみ で まさお 南出 政雄	常務取締役	100% (19回/19回)
4	再任	はっとり さとる 服部 悟	常務取締役	100% (19回/19回)
5	再任	やまもと かつとし 山本 克俊	取締役本店営業部長	100% (14回/14回)
6	新任	こんどう かず 近藤 和	執行役員金融投資部長	—
7	新任	みずの ひでき 水野 秀樹	執行役員経営企画部長	—
8	新任	よしとみ ふみひで 吉富 文秀	執行役員法人営業部長	—
9	再任	まつばら たけひさ 松原 武久	社外 独立役員 社外取締役	94% (18回/19回)
10	再任	むねかた ひさこ 宗方 比佐子	社外 独立役員 社外取締役	100% (19回/19回)

1 加藤 千磨

再任

◆生年月日
1938年1月1日生



- ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
- 1968年5月 当行入行
- 1974年5月 同 取締役東京支店長 兼 東京事務所長
- 1975年5月 同 常務取締役
- 1978年6月 同 専務取締役
- 1979年6月 同 取締役副社長
- 1982年6月 同 取締役社長
- 1989年2月 取締役頭取に呼称変更
- 2006年6月 同 取締役会長
- 現在に至る

- ◆所有する当行の株式
63,000株

- ◆取締役候補者とした理由
長年にわたり当行の経営を担い、豊富な経験や知見及び実績を有しており、取締役会の議長として意思決定機能や監督機能の実効性強化が今後も期待できることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

2 藤原 一郎

再任

◆生年月日
1965年1月12日生



- ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
- 1987年4月 株式会社日本興業銀行入行
- 2003年8月 当行入行 融資部次長
- 2004年10月 同 第3エリア長 兼 名古屋駅前支店長
- 2005年6月 同 執行役員第3エリア長 兼 名古屋駅前支店長
- 2006年6月 同 常務取締役
- 2013年6月 同 取締役副頭取
- 2017年6月 同 取締役頭取
- 現在に至る
- ◆担当
内部監査部

- ◆所有する当行の株式
2,900株

- ◆取締役候補者とした理由
経営企画部門、営業推進部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、取締役頭取として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

3 みなみ で まさ お 南出 政雄

再任

◆生年月日
1965年9月5日生



◆所有する当行の株式
900株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 当行入行
2010年10月 同 鳴海支店長
2012年6月 同 総合企画部 統括次長
2014年1月 同 総合企画部 副部長
2014年4月 同 豊田南支店長
2016年4月 同 個人営業部長
2018年4月 同 経営企画部長
2018年6月 同 執行役員経営企画部長
2020年6月 同 取締役経営企画部長
2021年6月 同 常務取締役

◆担当 現在に至る
経営企画部・人材開発部・事業支援部・金融投資部 東京事務所
(重要な兼職の状況)
名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役
株式会社ナイス 取締役

◆取締役候補者とした理由

個人営業部門、経営企画部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、常務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

4 はつ とり さとる 服部 悟

再任

◆生年月日
1958年7月1日生



◆所有する当行の株式
1,900株

◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 当行入行
2006年1月 同 尾張旭支店長
2007年6月 同 事務システム部 統括次長
2009年6月 同 事務システム部 副部長
2011年6月 同 事務システム部長
2014年6月 同 執行役員事務システム部長
2017年6月 同 取締役事務システム部長
2018年4月 同 取締役事務システム部長 兼 次期システム移行室長
2019年6月 同 常務取締役

◆担当 現在に至る
業務部・内部統制部
(重要な兼職の状況)
名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役社長

◆取締役候補者とした理由

事務システム部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、常務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

5 やまもと かつとし
山本 克俊

再任

◆生年月日
1963年6月10日生



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 当行入行
2008年4月 同 当知支店長
2010年10月 同 小牧支店長
2013年1月 同 営業統括部 副部長
2015年6月 同 八熊支店長
2017年6月 同 法人営業部長
2018年6月 同 執行役員法人営業部長
2019年7月 同 執行役員営業企画部長
2021年6月 同 取締役本店営業部長
現在に至る

◆所有する当行の株式
700株

◆取締役候補者とした理由

法人営業部門、営業企画部門等に携わる等、豊富な経験や知見及び専門知識を有しており、本店営業部長の委嘱を踏まえ、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

6 こんどう かず
近藤 和

新任

◆生年月日
1967年1月18日生



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 当行入行
2012年1月 同 総合企画部 次長
2014年4月 同 総合企画部 統括次長
2014年10月 同 浜松支店長
2017年4月 同 市場営業部 副部長
2019年4月 同 金融投資部長
2021年6月 同 執行役員金融投資部長
現在に至る

(重要な兼職の状況)

株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 取締役社長

◆所有する当行の株式
1,000株

◆取締役候補者とした理由

経営企画部門、市場営業部門、金融投資部長等を歴任し、BPR戦略の構築及び当行の適切なリスクテイクと投資対象の多様化等を実施してきた手腕から、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験及び十分な社会的信用を有しており、当行の経営に活かすことができると判断し、取締役候補者としたものであります。

7 みずのひでき 水野 秀樹

新任

◆生年月日
1968年3月4日生



- ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
- | | |
|----------|---------------------------|
| 1990年4月 | 当行入行 |
| 2012年6月 | 同 鴻仏目支店長 |
| 2014年4月 | 同 総合企画部 次長 |
| 2014年10月 | 同 総合企画部 統括次長 |
| 2015年7月 | 同 経営企画部 副部長 |
| 2018年10月 | 同 今池支店長 |
| 2020年5月 | 同 経営企画部 部付部長 兼 次期システム移行室長 |
| 2020年9月 | 同 事務システム部長 |
| 2021年6月 | 同 執行役員経営企画部長
現在に至る |
- (重要な兼職の状況)
株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 取締役

- ◆所有する当行の株式
800株

- ◆取締役候補者とした理由
事務システム部長、経営企画部長等を歴任し、新勘定系システムへの移行及び企画・管理部門等において能力を発揮してきた手腕から、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験及び十分な社会的信用を有しており、当行の経営に活かすことができると判断し、取締役候補者としたものであります。

8 よしとみふみひで 吉富 文秀

新任

◆生年月日
1967年6月6日生



- ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
- | | |
|----------|-----------------------|
| 1990年4月 | 当行入行 |
| 2012年1月 | 同 一ツ木支店長 |
| 2013年10月 | 同 東中島支店長 |
| 2016年1月 | 同 小田井支店長 |
| 2017年6月 | 同 営業企画部 副部長 |
| 2020年1月 | 同 尾張西エリア長 兼 一宮支店長 |
| 2021年6月 | 同 執行役員法人営業部長
現在に至る |

- ◆所有する当行の株式
900株

- ◆取締役候補者とした理由
営業企画部門、エリア長、法人営業部長等を歴任し担当エリア全体の営業推進施策の策定・実施及び法人営業ソリューション業務の構築等を実施してきた手腕から、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識・経験及び十分な社会的信用を有しており、当行の経営に活かすことができると判断し、取締役候補者としたものであります。

9 まつばら たけひさ 松原 武久

再任

社外

独立役員

◆生年月日
1937年1月26日生



- ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
- 1960年4月 名古屋市立守山東中学校教諭
 - 1984年4月 同 大森中学校校長
 - 1995年4月 名古屋市教育委員会教育長
 - 1997年4月 名古屋市長
 - 2009年5月 中京大学客員教授
 - 2011年2月 東名古屋カントリークラブ理事長（現任）
 - 2015年4月 東海学園大学学長（現任）
 - 2016年6月 当行取締役（現任）
現在に至る

◆所有する当行の株式

—

（重要な兼職の状況）

東名古屋カントリークラブ 理事長
東海学園大学 学長

◆社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

名古屋市長、大学学長等の重職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見により、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、当行の経営への助言・提言、業務執行に対する監督等に引き続き貢献いただけるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。同氏は直接企業経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は現在当行の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

10 むね かた ひさこ 宗方 比佐子

再任

社外

独立役員

◆生年月日
1952年10月4日生



- ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
- 1993年4月 豊田短期大学 人間関係学科 助教授
 - 1998年4月 桜花学園大学 人文学部 助教授
 - 2002年4月 金城学院大学 人間科学部 教授
 - 2015年4月 学校法人金城学院 理事
 - 2018年4月 金城学院大学 特命副学長
 - 2018年4月 同 女性みらい研究センター長
 - 2020年6月 当行取締役（現任）
 - 2021年4月 金城学院大学 名誉教授（現任）
 - 2021年4月 宗方比佐子キャリア心理学ラボ 代表（現任）
現在に至る

◆所有する当行の株式

—

（重要な兼職の状況）

金城学院大学 名誉教授
宗方比佐子キャリア心理学ラボ 代表

◆社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大学教授、学校法人の理事・特命副学長等の重職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見により、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、当行の経営への助言・提言、業務執行に対する監督等に引き続き貢献いただけるものと判断し、社外取締役候補者としたものであります。同氏は直接企業経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は現在当行の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松原武久氏及び宗方比佐子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当行は、松原武久氏及び宗方比佐子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、両氏の再任をご承認いただいた場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
松原武久氏及び宗方比佐子氏は、当行との間で会社法第427条第1項及び当行定款第27条の規定に基づき責任限定契約を締結しており、両氏の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
<責任限定契約概要>
会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。
5. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（4名）は任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきまして、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名		現在の当行における地位	取締役会・監査等委員会出席状況
1	新任	おか ともあき 岡 智明		監査等委員会事務局 事務局長	-
2	再任	は せ が わ の ぶ よ し 長谷川 信義	社外 独立役員	社外取締役（監査等委員）	取締役会 100%（19回/19回） 監査等委員会 100%（13回/13回）
3	再任	こんどう たか お 近藤 堯夫	社外 独立役員	社外取締役（監査等委員）	取締役会 100%（19回/19回） 監査等委員会 100%（13回/13回）
4	再任	さかぐち まさとし 阪口 正敏	社外 独立役員	社外取締役（監査等委員）	取締役会 100%（19回/19回） 監査等委員会 100%（13回/13回）

1 おか とも あき 岡 智 明

新任

◆生年月日
1961年9月27日生



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 当行入行
2008年6月 同 融資部 次長
2010年6月 同 千音寺支店長
2012年10月 同 桜山支店長
2015年6月 同 事務システム部 副部長
2018年9月 同 内部監査部長
2021年9月 同 監査等委員会事務局 事務局長
現在に至る

◆所有する当行の株式
600株

◆監査等委員である取締役候補者とした理由

融資部門、事務システム部門、内部監査部長等を歴任し、業務のシステム化・効率化及びコンプライアンス体制の強化等を実施してきた手腕から、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。

2 は せ が わ のぶ よし 長谷川 信 義

再任

社外

独立役員

◆生年月日
1942年4月29日生



◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況

1965年4月 愛知県庁入庁
1999年4月 同 労働部長
2000年4月 同 環境部長
2001年4月 同 公営企業管理者 企業庁長
2002年4月 愛知県副知事
2006年6月 愛知県信用保証協会 理事長
2010年7月 愛知環状鉄道株式会社 取締役社長
2012年10月 公益財団法人愛知大学教育研究支援財団 非常勤理事（現任）
2016年6月 当行監査役
2020年6月 同 取締役（監査等委員）（現任）
現在に至る

◆所有する当行の株式
—

（重要な兼職の状況）

公益財団法人愛知大学教育研究支援財団 非常勤理事

◆監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

愛知県庁等において重職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見を有しており、また愛知県信用保証協会では理事長を務められ財務・会計に関する適切な知見も有しており、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、当行の経営への助言・提言、業務執行に対する監督等に引き続き貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。なお、同氏は現在当行の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

3 こん どう たか お 近藤 堯夫

再任 社外 独立役員

◆生年月日
1945年12月7日生



- ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
- 1969年4月 最高裁判所司法研修所入所
- 1971年3月 同 修了
- 1971年4月 弁護士登録、本山亨法律事務所入所
- 1976年5月 近藤堯夫法律事務所開所（現任）
- 2016年6月 当行監査役
- 2020年6月 同 取締役（監査等委員）（現任）
- 現在に至る

（重要な兼職の状況）
近藤堯夫法律事務所 弁護士

◆所有する当行の株式

—

◆監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

法曹界における豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、当行の経営への助言・提言、業務執行に対する監督等に引き続き貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。同氏は直接企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由によりその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏は現在当行の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

4 さか ぐち まさ とし 阪口 正敏

再任 社外 独立役員

◆生年月日
1951年1月10日生



- ◆略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
- 1975年4月 中部電力株式会社入社
- 2005年7月 同 執行役員 発電本部 原子力部長
- 2006年6月 同 取締役 執行役員 発電本部 原子力部長
- 2007年7月 同 常務執行役員 発電本部 原子力部長
- 2009年6月 同 取締役 専務執行役員 発電本部長
- 2010年6月 同 代表取締役 副社長執行役員
- 2017年6月 同 顧問
- 2019年4月 同 特任アドバイザー
- 2019年6月 当行監査役
- 2020年6月 同 取締役（監査等委員）（現任）
- 2021年7月 中部電力株式会社 特別嘱託（現任）
- 現在に至る

（重要な兼職の状況）
中部電力株式会社 特別嘱託
公益財団法人 中部科学技術センター 会長

◆所有する当行の株式

—

◆監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

これまで企業経営者として重職を歴任され、豊富な経験と幅広い知見を有していることから、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、当行の経営への助言・提言、業務執行に対する監督等に引き続き貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。なお、同氏は現在当行の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 長谷川信義氏、近藤堯夫氏及び阪口正敏氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当行は、長谷川信義氏、近藤堯夫氏及び阪口正敏氏の各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、各氏の再任をご承認いただいた場合は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
4. 監査等委員である取締役との責任限定契約について
長谷川信義氏、近藤堯夫氏及び阪口正敏氏は、当行との間で会社法第427条第1項及び当行定款第27条の規定に基づき責任限定契約を締結しており、各氏の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。
また、本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、当行と岡智明氏との間で、会社法第427条第1項及び当行定款第27条の規定に基づき責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
<責任限定契約概要>
会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。
5. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、監査等委員である取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

1. 取締役会・指名報酬委員会の構成

以下の取締役会等の構成は、本株主総会における取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任議案及び監査等委員である取締役選任議案が原案どおりご承認いただいた場合を前提に作成しております。

取 締 役 会		指名報酬委員会
加藤 千麿		委 員
藤原 一郎		委 員
南出 政雄		委 員
服部 悟		
山本 克俊		
近藤 和		
水野 秀樹		
吉富 文秀		
松原 武久	社外 独立役員	委員長
宗方 比佐子	社外 独立役員	委 員
岡 智明（常勤監査等委員）		
長谷川 信義（監査等委員）	社外 独立役員	委 員
近藤 堯夫（監査等委員）	社外 独立役員	委 員
阪口 正敏（監査等委員）	社外 独立役員	委 員

2. 当社が取締役に特に期待する分野

以下の一覧表は、本株主総会における取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任議案及び監査等委員である取締役選任議案が原案どおりご承認いただけた場合を前提に作成しております。

氏名	地位	経営戦略	財務会計	法務・リスク管理	人材開発・ダイバーシティ	営業戦略・マーケティング	国際・市場運用	IT・システム
加藤 千麿	取締役会長	○	○		○		○	
藤原 一郎	取締役頭取	○	○	○	○	○		
南出 政雄	常務取締役	○	○		○	○	○	
服部 悟	常務取締役	○	○	○				○
山本 克俊	常務取締役	○	○			○	○	
近藤 和	取締役	○	○				○	
水野 秀樹	取締役	○	○					○
吉富 文秀	取締役		○			○	○	
松原 武久	社外取締役				○			
宗方 比佐子	社外取締役				○			
岡 智明	取締役 常勤監査等委員		○	○				
長谷川 信義	社外取締役 監査等委員	○	○					
近藤 堯夫	社外取締役 監査等委員			○				
阪口 正敏	社外取締役 監査等委員	○						

※上記一覧表は、取締役候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2020年6月26日開催の当行第102期定時株主総会において、年額270百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認をいただき、また、2021年6月25日開催の当行第103期定時株主総会において、かかる報酬等の額とは別枠で、当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額70百万円以内に設定することについてご承認いただいております。

今般、当行は、当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象取締役に対し、現行のストックオプションとしての新株予約権に代えて、一定の譲渡制限期間及び当行による無償取得事由等の定めに従って服する当行普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額70百万円以内として設定いたしたいと存じます。また、本議案のご承認を得られることを条件として、上記ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、当該報酬等の額の定めに基づくストックオプションとしての新株予約権の割当ては今後新たに行わないものとします。更に、対象取締役に当該報酬等の額の定めに基づき割当てられたストックオプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては、本議案のご承認を得られることを条件として、対象取締役はその全部を放棄することといたします。

このため、当行第105期事業年度（2022年4月1日～2023年3月31日）（以下、「本事業年度」という。）に限り、現行のストックオプションとしての新株予約権に代えて譲渡制限付株式を割当てることに係る移行措置として、上記の譲渡制限付株式に関する報酬等の額に基づく譲渡制限付株式の割当てとは別に、対象取締役に対し、上記のとおり放棄されるストックオプションとしての新株予約権の目的である当行普通株式の数（32,960株）と同数の譲渡制限付株式を下記のとおり割当てることといたしたく存じます。

つきましては、2020年6月26日開催の当行第102期定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬等の額及び上記の譲渡制限付株式に関する報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対するかかる割当てを行うための報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額200百万円以内として設定いたしたく存じます。なお、かかる割当ては、過年度において対象取締役に対して割当てられたストックオプションとしての新株予約権の放棄を伴うものであり、実質的には新たな報酬等を付加するものではありません。

当行は、2021年3月24日開催の当行取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案が原案どおり承認可決された場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、改訂することを予定しております。本議案は、当該改訂後の方針に沿う内容であり、指名報酬委

員会において適切な手続きを経て取締役会で決定しております。このため、本議案の内容は相当であると判断しております。

また、現在の当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役2名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当行は、対象取締役に対し、当行取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当行取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当行取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割当てする譲渡制限付株式の総数40,000株を、各事業年度において割当てする譲渡制限付株式の数の上限とする。なお、本事業年度においては、現行のストックオプションとしての新株予約権に代えて譲渡制限付株式を割当てすることに係る移行措置として、総数32,960株を上限として別途設定する。

ただし、本議案の決議の日以降、当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てする譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当行取締役会決議に基づき、当行と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当行の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者

に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当行は、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日の前日までに当行の取締役を退任した場合には、当行取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当行はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当行は、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日まで継続して、当行の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当行取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日の前日までに当行の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当行は、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行取締役会）で承認された場合には、当行取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当行は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

(添付書類)

第104期事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 当期の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

当期の主要な事業内容、金融経済環境

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務、社債受託及び登録業務等を行い、お客さまの多様なニーズにより一層応えていくため、経営資源の合理化・効率化の実現に取り組んでおります。

当期におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大と緊急事態宣言等の再発出による自粛ムードの広がりを受け、サービス消費の低迷が継続したほか、巣ごもり需要の息切れ等、個人消費が停滞した状況が続いております。

愛知県を中心とする当地域においても、世界的な半導体不足や東南アジアでの新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を要因としたサプライチェーンの混乱により、大規模な減産や工場の稼働停止が発生しております。

今後につきましては、感染状況が落ち着くことで経済活動正常化への期待が高まる一方、資源価格の更なる上昇や過度な円安、ロシアによるウクライナ侵攻等、国際情勢の動向が幅広い業種の業況悪化につながる懸念もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

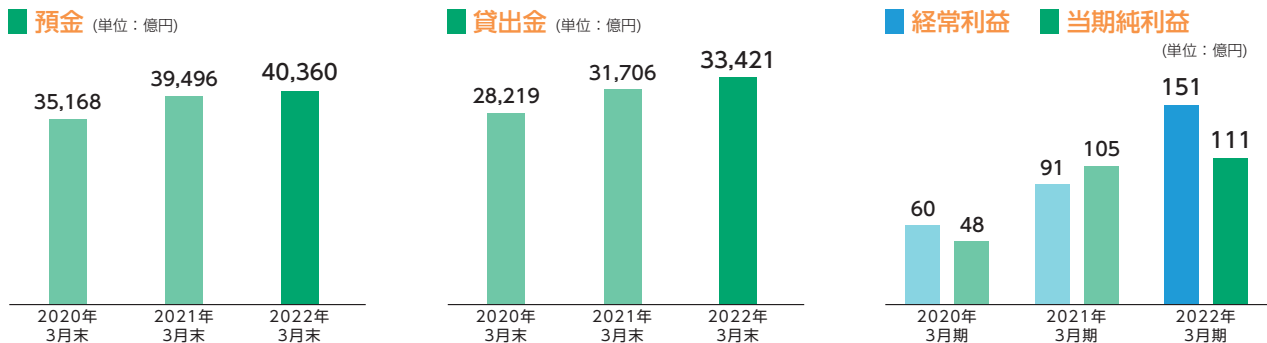
事業の経過及び成果

このような経済環境の中、当行では第21次中期経営計画「未来創造業への進化」を掲げ、各種施策を実行してまいりました。

その結果、預金は期末残高4兆360億円(対前期末比+863億円)、貸出金は期末残高3兆3,421億円(対前期末比+1,714億円)となりました。収益面は、貸出金利息および役務取引等収益が増加したことに加え、政策投資株式の縮減方針に則った株式等売却益の計上により、経常利益は151億89百万円、当期純利益は111億39百万円を計上いたしました。

なお、自己資本比率につきましては、12.85% (国際統一基準) となり、十分な水準を維持しております。

当期における主な取組みといたしましては、2021年6月にシステム開発の受託サービス事業を行



う株式会社ナイスを、銀行業高度化等会社として連結子会社化し、当行グループの一員としてお客さまのDX（デジタルトランスフォーメーション）化を支援するためにICTコンサルティングを開始いたしました。

2022年1月には「自動車サプライチェーン支援室」の体制を強化し、愛知県の基幹産業である自動車業界の動向を幅広く情報収集し、地域の自動車サプライチェーンに対する支援相談窓口を一元化することにより、ワンストップでスピード感を持った支援体制を構築しております。

また、投資専門子会社である株式会社名古屋キャピタルパートナーズにおいて、2021年4月にベンチャーファンドを、2022年2月には再生ファンドを設立し、さまざまなライフステージにあるお客さまの資金調達ニーズに対応できる体制を構築いたしました。

当行は女性起業家の支援にも力を入れており、2021年4月に日本政策金融公庫、愛知県信用保証協会、名古屋市信用保証協会とともに、創業前後の女性をサポートするイベント「創業Café Woman」を開催いたしました。本イベントでは女性起業家によるセミナーやパネルディスカッションに加え、支援機関による資金調達等の情報をワンストップで入手できる機会を提供いたしました。



個人のお客さまに対しては、近年高まっている相続ニーズに対応するため、第二地方銀行としては初めて信託業務の兼営認可を取得し、2021年4月より信託業務を開始いたしました。銀行本体で信託業務を取り扱うことで、お客さまの相続・資産承継ニーズに対し、ワンストップで最適な商品・サービスの提供が可能になりました。また、愛知県下の地方公共団体、学校法人、東山動植物園等と遺贈寄付の協定を締結し、必要に応じて遺言信託など、お客さまのご意向に沿った商品・サービスを

提供しております。

さらに、2021年7月にマイカーローン、2021年10月に教育ローン及びリフォームローンの商品改定を行い、お申込みからお借入れまでの全ての手続きをWeb上で完結する「Web完結型ローン」の取扱いを開始いたしました。ご来店や郵送による契約書等のやりとりが不要となり、お客様の利便性が格段に向上しております。

当行は気候変動を含む地球環境問題への対応として、2021年10月にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明いたしました。同時に、「サステナビリティに関する基本方針」を制定し、地域における持続可能な社会の実現に貢献するとともに、当行の持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

具体的な取組みとして、2021年11月に「めいぎんサステナビリティ・リンク・ローン」、2022年1月に「めいぎんポジティブインパクトファイナンス」の取扱いを開始し、お客様の脱炭素やサステナブル経営を支援しております。

こうした取組みにより、当行はお客様の課題解決のために最適なご提案をさせていただき、地域社会とお客様とともに未来を創造してまいります。

当行の対処すべき課題

少子高齢化の進行や人口の減少による中長期的な社会構造の変化や、新型コロナウイルス感染症の影響による新しい社会様式が定着してきたことに加え、DX等のデジタル化により金融サービスが大きく変化し、お客様の価値観やニーズも多様化しております。

このような状況の中で当行は、第21次中期経営計画「未来創造業への進化」にて掲げた戦略を引き続き実践し、お客様とのサステナブルな共創のサイクルを実現することで、地域から絶対的に必要とされる金融グループであり続けます。



当行は、社是である「地域社会の繁栄に奉仕する」ことを愚直に実行いたします。企業の社会的責任の履行や、コンプライアンスの徹底はもちろん、地域金融機関としての責務を全役職員が自覚しつつ、常にお客様目線で価値判断をし、今後もお客様とともに成長し発展していきたいと考えております。

皆さまにおかれましては、一段と力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

第21次中期経営計画 未来創造業への進化

計画期間 2020年4月～2023年3月

10年ビジョンの達成に向けて

10年ビジョン（2017年4月～）

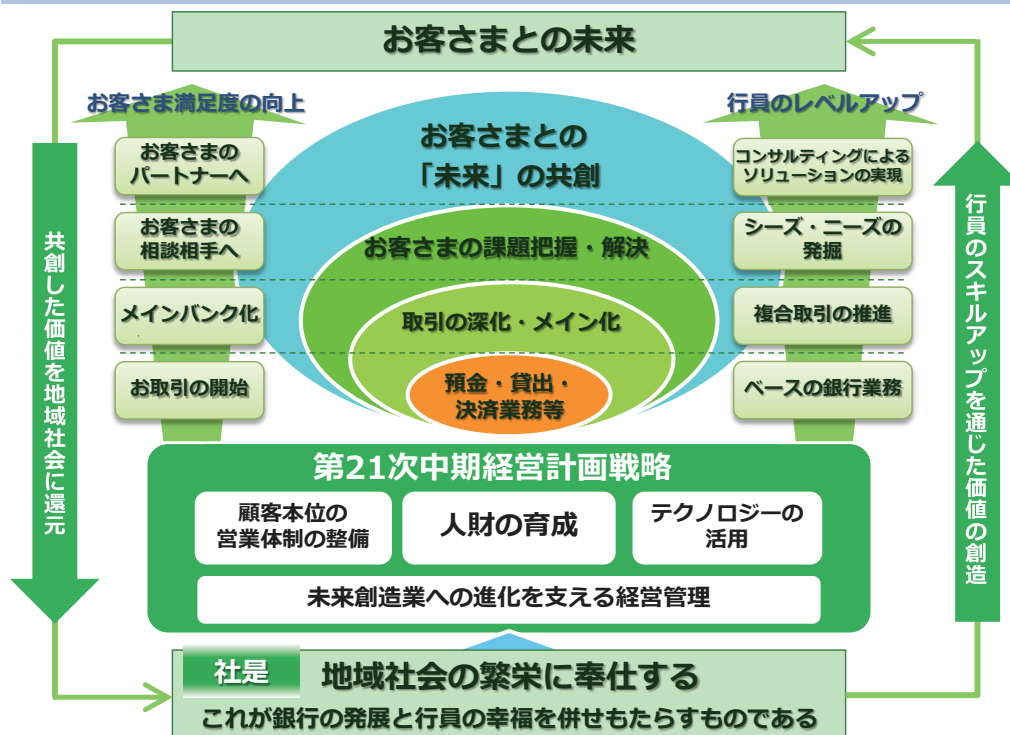
地域と徹底的に向かい合い、お客さまに対する新たな価値創造を通じて絶対的に必要とされる金融グループであり続ける

第20次中期経営計画
じもととの絆の【深化】
(2017年4月～2020年3月)

第21次中期経営計画
未来創造業への【進化】
(2020年4月～2023年3月)

第22次以降
未来創造業の【真価】の発揮
(2023年4月～)

未来創造業への進化で目指すサステナブルな共創のサイクル



計数目標

最終年度目標	2022年度	毎年度目標	2020年度～2022年度
コア業務純益（単体）	70億円	法人ソリューション業務取組件数	3,000件以上
当期純利益（連結）	50億円	個人ソリューション業務取組件数	13,000件以上

(2) 財産及び損益の状況

(単位 百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	3,430,070	3,516,891	3,949,682	4,036,006
定期性預金	1,124,095	1,078,291	1,076,139	1,039,976
その他	2,305,975	2,438,599	2,873,543	2,996,030
貸 出 金	2,596,413	2,821,918	3,170,614	3,342,103
個人向け	780,013	830,084	878,941	933,197
中小企業向け	1,408,298	1,512,545	1,804,897	1,907,735
その他	408,100	479,288	486,775	501,170
商品有価証券	—	—	—	—
有 価 証 券	809,784	754,049	744,998	828,483
国 債	20,620	38,124	92,779	115,961
その他	789,164	715,924	652,218	712,521
総 資 産	3,852,660	3,893,715	4,869,447	5,115,430
内 国 為 替 取 扱 高	15,181,675	16,003,084	15,550,797	18,431,631
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,636	百万ドル 1,458	百万ドル 1,902	百万ドル 1,675
経 常 利 益	8,641	6,070	9,144	15,189
当 期 純 利 益	6,504	4,807	10,597	11,139
1株当たりの当期純利益	円 銭 345.88	円 銭 256.36	円 銭 585.13	円 銭 621.13

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,865人
平均年齢	41年4月
平均勤続年数	17年11月
平均給与月額	434千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
愛知県	107	(1)
岐阜県	2	(0)
静岡県	2	(0)
大阪府	1	(0)
東京都	1	(0)
国内計	113	(1)
アジア	1	(0)
海外計	1	(0)
合計	114	(1)

- (注) 1. 愛知県の営業所数にはエイティエム支店（1か店）、インターネット支店（1か店）を含んでおります。
 2. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当年度末
海外駐在員事務所	1か所
店舗外現金自動設備	78か所

- 当年度新設営業所
 該当事項はございません。
- ハ 銀行代理業者の一覧
 該当事項はございません。
- ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
 該当事項はございません。

(5) 設備投資の状況

当年度に実施した設備投資は次のとおりです。

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設 備 投 資 の 総 額	884
---------------	-----

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内 容	金 額
店 舗 新 築 ・ 増 改 築 等	368
店 舗 用 地 等 購 入	11
ソ フ ト ウ ェ ア	90
事 務 機 械	403

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況
該当事項はございません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
名古屋ビジネス サービス株式会社	名古屋市中 区	現金等の整理・精査業務 事務集中業務	百万円 10	100.00%	—
株式会社名古屋リース	名古屋市中 区	総合ファイナンス業 リース業	60	100.00	—
株式会社名古屋カード	名古屋市中 区	クレジットカード業務 保証業務	50	100.00	—
株式会社名古屋 エム・シーカード	名古屋市中 区	クレジットカード業務 保証業務	30	100.00	—
株式会社名古屋 キャピタルパートナーズ	名古屋市中 区	投資事業有限責任組合 の組成・管理業務	50	100.00	—
株式会社ナイス	名古屋市中 区	I C T 事業	30	100.00	—

- (注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当行に連結される会社は上記の6社であり、当期の連結経常収益は777億62百万円、連結経常利益は157億21百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は116億43百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 当行は、十六銀行・百五銀行及び愛知銀行と、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実施サービスを行っており、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、中京銀行とも現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
2. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連613（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
4. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
5. ゆうちょ銀行及びイオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実施サービスを行っております。
6. イーネット、セブン銀行及びローソン銀行との提携により、コンビニエンスストアの店舗内等に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金の実施サービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

当行は、2022年4月4日付で、東京証券取引所における新市場区分である「プライム市場」へ移行いたしました。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況

2022年3月31日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
加藤 千磨	取締役会長		
藤原 一朗	取締役頭取（代表取締役） 内部監査部 担当		
横田 真一	常務取締役（代表取締役） 営業本部長、市場営業部 担当	株式会社名古屋リース 取締役 株式会社名古屋カード 取締役 株式会社名古屋エム・シーカード 取締役	
服部 悟	常務取締役 業務部、内部統制部 担当	名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役社長	
南出 政雄	常務取締役 経営企画部、人材開発部、 事業支援部、金融投資部、 東京事務所 担当	名古屋ビジネスサービス株式会社 取締役 株式会社ナイス 取締役	
鈴木 健司	取締役 市場営業部長		
稲垣 誠司	取締役 人材開発部長 兼輝き方改革推進室長		
山本 克俊	取締役 本店営業部長		
吉橋 満	取締役 業務部長	名古屋ビジネスサービス株式会社 監査役	
松原 武久	取締役（社外取締役）	東名古屋カントリークラブ 理事長 東海学園大学 学長	
宗方 比佐子	取締役（社外取締役）	金城学院大学 名誉教授 宗方比佐子キャリア心理学ラボ 代表	
杉田 尚人	取締役（常勤監査等委員）	株式会社名古屋リース 監査役 株式会社名古屋カード 監査役 株式会社名古屋エム・シーカード 監査役 株式会社名古屋キャピタルパートナーズ 監査役 株式会社ナイス 監査役	
長谷川 信義	取締役（監査等委員）（社外取締役）	公益財団法人愛知大学教育研究支援財団 非常勤理事	
近藤 堯夫	取締役（監査等委員）（社外取締役）	近藤堯夫法律事務所 弁護士	
阪口 正敏	取締役（監査等委員）（社外取締役）	中部電力株式会社 特別囑託 公益財団法人中部科学技術センター 会長	

(注) 1. 当行は、社外取締役の松原武久氏、宗方比佐子氏及び社外取締役（監査等委員）の長谷川信義氏、近藤堯夫氏、阪口正敏氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。

- 取締役（監査等委員）長谷川信義氏は、愛知県信用保証協会において理事長等を務めた経験より、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役（監査等委員）杉田尚人氏を常勤の監査等委員として選定しております。

②当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位
山本 恭久	2021年6月25日	任期満了	専務取締役(代表取締役)
今岡 潔	2021年6月25日	任期満了	取締役
高橋 正	2021年6月25日	任期満了	取締役

(2) 会社役員に対する報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位 百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く）	14名	188 (31)	162 (31)	26
取締役（監査等委員）	4名	32 (—)	32 (—)	—
合計	18名	220 (31)	194 (31)	26

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2021年6月25日開催の第103期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
3. 使用人兼務取締役の使用人分（7名）の報酬等の額は70百万円（18百万円）で、上記一覧表の「報酬等」の額には含まれておりません。
4. 上記の括弧内書には、役員賞与金を記載しています。
5. 「報酬等」には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額31百万円（取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）9名に対し31百万円）、ストックオプションの報酬額26百万円（取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）9名に対し26百万円）が含まれております。
6. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第102期定時株主総会において、年額270

百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内。ただし使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定めに係る取締役（監査等委員を除く）の人数は11名（うち社外取締役2名）です。また、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対するストックオプションの報酬額は、2021年6月25日開催の第103期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬額とは別枠で年額70百万円以内と決議いただいております。当該定めに係る取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の人数は9名です。

7. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第102期定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該定めに係る取締役（監査等委員）の人数は4名です。

②業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の定めはございません。

③非金銭報酬等の内容

当行は、取締役の報酬と当行株価との連動性を強めることにより、株主の皆さまと株価変動のメリットとリスクを共有し、取締役の中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気をより一層高めるため、ストックオプション制度を導入しており、その内容の概要は次のとおりです。

項 目	内 容
割当対象者	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）
株式の種類	当行普通株式
割当金額の上限	年額70百万円
付与株式数	10株
割当個数の上限	4,000個（40,000株）
公正価値の算定方式	ブラック・ショールズ・モデル
割当個数の算出方法	発行取締役会の前営業日における公正価値
権利行使期間	50年以内
権利行使開始日	退任日の翌日

④役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定方針の決定の方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定方針（以下、「決定方針」という）を指名報酬委員会が策定し、その内容を尊重して2021年3月24日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

ロ. 決定方針の内容の概要

1. 基本方針

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬・役員賞与、株式報酬型ストックオプションにより構成し、社外取締役についてはその職務に鑑み、基本報酬のみとする。地域社会の繁栄に奉仕する地域金融機関として短期的な利益偏重になることなく、経営理念の継続的な浸透を通じて、持続的な成長を図ることが重要と考え、一時的な利益変動に連動させる報酬体系とはしない。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当行の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。役員賞与を支給する場合は、役位、職責、当行の業績や経済・社会情勢等を踏まえた上で適正性を重視しつつ決定し、事業年度終了後一定の時期に支給するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当行の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として株式報酬型ストックオプション制度により1株当たりの権利行使価格を1円とする新株予約権を各事業年度につき1回、一定の時期に付与するものとし、付与数は役位別に決定するものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬の月額額の200%前後を一律で非金銭報酬等である株式報酬型ストックオプションの個別の割当株式数の算定に用いる基準額とする。業績連動報酬等は支給しない。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会決議により決定された報酬総額の範囲内で、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会がその具体的内容を決定する。その内容は、各取締役の基本報酬及び賞与の額、株式報酬型ストックオプションの個別の割当株式数の算定に用いる基準額とする。なお、ストックオプション報酬は、指名報酬委員会が決定した基準額に基づき、取締役会で取締役個人別の割当個数を決議する。

- 八、当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役を委員長とする指名報酬委員会が内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその内容を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

- ⑤取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当行は、2018年8月22日開催の取締役会にて指名報酬委員会に取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別の報酬等の決定権限を委任する旨の決議をしております。この権限を委任した理由は、過半数が社外取締役にて構成される指名報酬委員会に委任することで、報酬等の決定プロセスの透明性を確保するためであります。指名報酬委員会は業績や経済・社会情勢等を踏まえた上で適正性を重視しつつ、株主総会において決定した範囲内で「役員報酬規程」に基づき、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等を決定後、取締役会に報告しております。なお、非金銭報酬であるストックオプションについては、指名報酬委員会が決定した基準額に基づき、取締役会で取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の個人別の割当数を決議しております。当該報酬額等を決定した日における指名報酬委員会の構成は次のとおりです。

氏名	地位及び担当
松原 武久	社外取締役
宗方 比佐子	社外取締役
長谷川 信義	社外取締役（監査等委員）
近藤 堯夫	社外取締役（監査等委員）
阪口 正敏	社外取締役（監査等委員）
加藤 千磨	取締役会長
藤原 一郎	取締役頭取（内部監査部担当）
山本 恭久	専務取締役（経営企画部・人材開発部・事業支援部・金融投資部・東京事務所担当）

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
社外取締役 松原 武久	会社法第423条第1項の賠償責任について、その任務を怠ったことにより当行に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で、当行に対して損害賠償責任を負うものとする。
社外取締役 宗方 比佐子	
取締役（常勤監査等委員） 杉田 尚人	
社外取締役（監査等委員） 長谷川 信義	
社外取締役（監査等委員） 近藤 堯夫	
社外取締役（監査等委員） 阪口 正敏	

(4) 補償契約

- イ 在任中の会社役員との間の補償契約
該当事項はございません。
- ロ 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行の取締役	被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補する。すべての被保険者について、その保険料を全額当行が負担する。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
社外取締役 松原 武久	東名古屋カントリークラブ 理事長 東海学園大学 学長
社外取締役 宗方 比佐子	金城学院大学 名誉教授 宗方比佐子キャリア心理学ラボ 代表
社外取締役（監査等委員） 長谷川 信義	公益財団法人愛知大学教育研究支援財団 非常勤理事
社外取締役（監査等委員） 近藤 堯夫	近藤堯夫法律事務所 弁護士
社外取締役（監査等委員） 阪口 正敏	中部電力株式会社 特別嘱託 公益財団法人中部科学技術センター 会長

(注) 社外役員が兼職している他の法人等と当行との間には、特別な関係はありません。
なお、中部電力株式会社と当行の間には、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員的主要活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査等委員会への出席状況	取締役会・監査等委員会における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 松原 武久	6年	取締役会19回開催 内18回出席	長年地方行政等に携わった豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で重要な役割を担ったほか、取締役会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具申を行っております。
社外取締役 宗方 比佐子	2年	取締役会19回開催 内19回出席	大学教授等の豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で重要な役割を担ったほか、取締役会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具申を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 長谷川 信義	6年	取締役会19回開催 内19回出席 監査等委員会13回開催 内13回出席	長年地方行政等に携わった豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査等委員会において適切な助言・提言を行っており、特に、財務・会計に関する知見を活かし、当行の監査機能強化に寄与しております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で重要な役割を担ったほか、取締役会・監査等委員会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・監査法人・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具申を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 近藤 堯夫	6年	取締役会19回開催 内19回出席 監査等委員会13回開催 内13回出席	法曹界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査等委員会において適切な助言・提言を行っており、特に企業法務やコンプライアンスの観点から当行のガバナンス体制強化に寄与しております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で重要な役割を担ったほか、取締役会・監査等委員会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・監査法人・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具申を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 阪口 正敏	3年	取締役会19回開催 内19回出席 監査等委員会13回開催 内13回出席	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会・監査等委員会において適切な助言・提言を行っており、当行の経営全般の監督機能強化に寄与しております。また、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で重要な役割を担ったほか、取締役会・監査等委員会、指名報酬委員会以外においても代表取締役・監査法人・業務執行部門等と意見交換を行い、有益な提言、意見具申を行っております。

(注) 在任期間は、本総会終結の時点の年数を表示しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位 百万円)

区 分	支 給 人 数	銀 行 からの 報 酬 等
報 酬 等 の 合 計	5名	25

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数

発行可能株式総数 50,000千株

発行済株式の総数 17,655千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 11,435名

(3) 大 株 主

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,828	10.43
日本生命保険相互会社	726	4.14
明治安田生命保険相互会社	726	4.14
名 銀 み の り 会	696	3.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	584	3.33
住友生命保険相互会社	516	2.94
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	421	2.40
三井住友海上火災保険株式会社	409	2.33
株 式 会 社 十 六 銀 行	407	2.32
大 樹 生 命 保 険 株 式 会 社	368	2.10

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(133千株)を控除した発行済株式の総数(17,522千株)により算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 当事業年度中に当行役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

該当事項はございません。

(5) その他株式に関する重要な事項

イ 自己株式の取得

当行は、資本効率の向上を通じて、株主還元の実現を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2021年11月22日開催の取締役会決議により、2021年11月24日～2022年2月2日（約定ベース）の期間に以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類	当行普通株式
取得した株式の総数	600千株
取得価額の総額	1,420百万円

ロ 自己株式の消却

当行は、会社法第178条の規定に基づき、2021年11月22日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類	当行普通株式
消却した株式の総数	600千株
自己株式消却額	1,585百万円

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 中村 哲也 指定有限責任社員 膳 亀 聡	60	非監査業務 ・ CRS ・ FATCA への対応支援業務

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人に当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
有限責任あずさ監査法人 66百万円
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、取締役、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて検討した結果、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
4. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず実質的にも区分できないため、上記報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はございません。

(3) 補償契約

- イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約
該当事項はございません。
- ロ. 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する状況にあると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はございません。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はございません。

9. 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当事項はございません。

(2) 補償契約

イ. 在任中の会計参与との間の補償契約

該当事項はございません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はございません。

10. その他

該当事項はございません。

第104期末貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	851,047	預金	4,036,006
現金	35,236	当座預金	363,230
預け金	815,810	普通預金	2,532,834
有価証券	828,483	貯蓄預金	33,949
国債	115,961	通知預金	13,721
地方債	157,808	定期預金	1,039,904
社債	251,059	定期積金	71
株式	136,373	その他の預金	52,294
その他の証券	167,279	譲渡性預金	61,999
貸出金	3,342,103	コールマネー	3,763
割引手形	19,186	債券貸借取引受入担保金	29,931
手形貸付	73,055	借入金	642,919
証書貸付	2,990,982	借入金	642,919
当座貸越	258,878	外国為替	37
外国為替	6,200	未払外国為替	37
外国他店預け	5,672	社債	30,000
買入外国為替	390	信託勘定借	1,140
取立外国為替	138	その他負債	29,655
その他資産	41,655	未払法人税等	2,046
前払費用	33	未払費用	1,302
未収収益	2,081	前受収益	1,231
金融派生商品	156	給付補填備金	0
金融商品等差入担保金	1,820	金融派生商品	4,058
その他の資産	37,563	リース債務	152
有形固定資産	35,749	資産除去債務	51
建物	8,705	その他の負債	20,812
土地	24,087	賞与引当金	1,002
リース資産	123	役員賞与引当金	31
建設仮勘定	704	退職給付引当金	3,621
その他の有形固定資産	2,128	睡眠預金払戻損失引当金	183
無形固定資産	2,525	偶発損失引当金	1,054
ソフトウェア	2,428	繰延税金負債	18,188
ソフトウェア仮勘定	38	再評価に係る繰延税金負債	2,774
その他の無形固定資産	58	支払承諾	8,351
前払年金費用	11,885	負債の部合計	4,870,662
支払承諾見返	8,351	(純資産の部)	
貸倒引当金	△ 12,571	資本金	25,090
資産の部合計	5,115,430	資本剰余金	18,645
		資本準備金	18,645
		利益剰余金	147,620
		利益準備金	8,029
		その他利益剰余金	139,590
		買換資産圧縮積立金	3,361
		別途積立金	57,720
		繰越利益剰余金	78,508
		自己株式	△ 351
		株主資本合計	191,005
		その他有価証券評価差額金	49,745
		土地再評価差額金	3,887
		評価・換算差額等合計	53,632
		新株予約権	130
		純資産の部合計	244,768
		負債及び純資産の部合計	5,115,430

第104期損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	55,094
資金運用収益	33,868
貸出金利息	25,992
有価証券利息配当金	6,567
コールローン利息	22
預け金利息	1,247
その他の受入利息	39
信託報酬	51
役務取引等収益	12,543
受入為替手数料	2,710
その他の役務収益	9,833
その他業務収益	1,324
外国為替売買益	439
国債等債券売却益	884
国債等債券償還益	1
その他経常収益	7,306
償却債権取立益	5
株式等売却益	6,979
その他の経常収益	321
経常費用	39,905
資金調達費用	954
預金利息	392
譲渡性預金利息	32
コールマネー利息	71
債券貸借取引支払利息	28
借入金利息	12
社債利息	189
その他の支払利息	227

(単位：百万円)

科 目	金 額	
役務取引等費用	3,250	
支払為替手数料	520	
その他の役務費用	2,729	
その他業務費用	2,571	
国債等債券売却損	1,511	
国債等債券償還損	953	
国債等債券償却	76	
その他の業務費用	29	
営業経費	29,905	
その他経常費用	3,223	
貸倒引当金繰入額	2,081	
株式等売却損	163	
株式等償却	21	
その他の経常費用	956	
経常利益		15,189
特別損失		40
固定資産処分損	40	
税引前当期純利益		15,148
法人税、住民税及び事業税	3,920	
法人税等調整額	88	
法人税等合計		4,009
当期純利益		11,139

第104期末連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	851,450	預金	4,027,417
有価証券	824,618	譲渡性預金	61,999
貸出金	3,338,572	コールマネー及び売渡手形	3,763
外国為替	6,200	債券貸借取引受入担保金	29,931
リース債権及びリース投資資産	36,721	借入金	669,654
その他資産	54,344	外国為替	37
有形固定資産	36,839	社債	30,000
建物	8,806	信託勘定借	1,140
土地	24,116	その他負債	45,371
建設仮勘定	704	賞与引当金	1,132
その他の有形固定資産	3,212	役員賞与引当金	44
無形固定資産	2,692	退職給付に係る負債	2,311
ソフトウェア	2,504	役員退職慰勞引当金	30
ソフトウェア仮勘定	122	睡眠預金払戻損失引当金	183
その他の無形固定資産	65	偶発損失引当金	1,054
退職給付に係る資産	15,894	利息返還損失引当金	30
繰延税金資産	765	繰延税金負債	19,884
支払承諾見返	8,381	再評価に係る繰延税金負債	2,774
貸倒引当金	△ 13,641	支払承諾	8,381
資産の部合計	5,162,840	負債の部合計	4,905,143
		(純資産の部)	
		資本金	25,090
		資本剰余金	21,241
		利益剰余金	154,097
		自己株式	△ 351
		株主資本合計	200,078
		その他有価証券評価差額金	49,756
		土地再評価差額金	3,887
		退職給付に係る調整累計額	3,844
		その他の包括利益累計額合計	57,488
		新株予約権	130
		純資産の部合計	257,697
		負債及び純資産の部合計	5,162,840

第104期連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経常収益		77,762
資金運用収益	33,111	
貸出金利息	26,010	
有価証券利息配当金	5,792	
コールローン利息及び買入手形利息	22	
預け金利息	1,247	
その他の受入利息	39	
信託報酬	51	
役務取引等収益	12,385	
その他業務収益	24,923	
その他経常収益	7,290	
償却債権取立益	5	
その他の経常収益	7,285	
経常費用		62,041
資金調達費用	1,020	
預金利息	392	
譲渡性預金利息	32	
コールマネー利息及び売渡手形利息	71	
債券貸借取引支払利息	28	
借入金利息	91	
社債利息	189	
その他の支払利息	215	
役務取引等費用	3,033	
その他業務費用	22,298	
営業経費	32,235	
その他経常費用	3,453	
貸倒引当金繰入額	2,263	
その他の経常費用	1,189	
経常利益		15,721
特別利益		379
固定資産処分益	2	
段階取得に係る差益	14	
負ののれん発生益	362	
特別損失		40
固定資産処分損	40	
税金等調整前当期純利益		16,059
法人税、住民税及び事業税	4,278	
法人税等調整額	102	
法人税等合計		4,381
当期純利益		11,678
非支配株主に帰属する当期純利益		34
親会社株主に帰属する当期純利益		11,643

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社名古屋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 名古屋事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 中 村 哲 也
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 膳 亀 聡
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外に、その他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

株式会社名古屋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 名古屋事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 中 村 哲 也
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 膳 亀 聡
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社名古屋銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名古屋銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適正に、適確な過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第104期 事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門や内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

株式会社名古屋銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 杉 田 尚 人 ㊞

監査等委員 長谷川 信義 ㊞

監査等委員 近 藤 堯 夫 ㊞

監査等委員 阪 口 正 敏 ㊞

(注) 監査等委員 長谷川信義、近藤堯夫、阪口正敏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会開催場所ご案内略図

開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時

開催場所

名古屋銀行本店 9階ホール

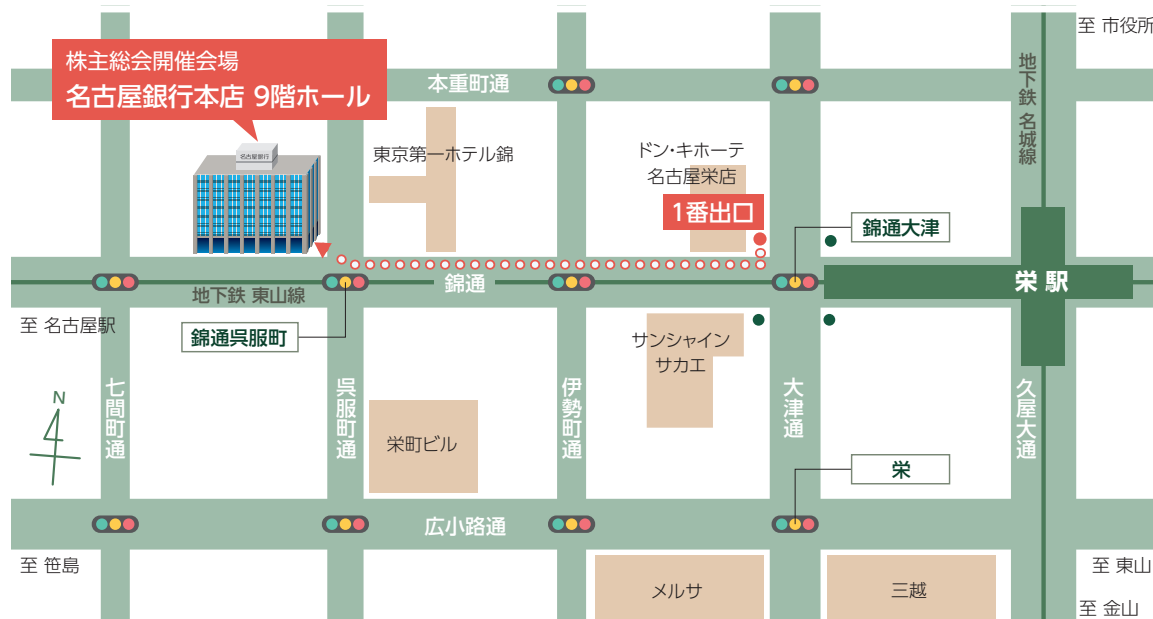
名古屋市中区錦三丁目19番17号 TEL. 052-951-5911（代表）



名古屋銀行本店

交通のご案内

地下鉄 栄駅 **1番出口** 徒歩約5分



◎ご来場之际しましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

株主総会ご出席株主さまへの「お土産」は
をご用意しておりません。何卒ご理解賜りま
すようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

